

Interview

広域首都圏輸出製品技術支援センター (MTEP)における 中小企業支援の取り組み

(地独) 東京都立産業技術研究センター
技術経営支援部 技術振興推進室 輸出製品技術支援センター
浦崎 香織里 (うらさき かおり)

10月号では、中小企業の製品輸出支援を行う広域首都圏輸出製品技術支援センターさまの取り組みについてお話を伺いました。充実した解説テキストや専門相談員による技術相談の実績についてご紹介いただきました。一部、支援対象が限定されるサービスはありますが、製品の海外輸出を検討されている企業さまや化学物質法規制の情報収集をされている担当者さまにとって大変参考になる情報を多く提供されています。ぜひご一読いただきたいと思います。

広域首都圏輸出製品技術支援センター (MTEP)

—— 本日は広域首都圏輸出製品技術支援センターさまのご活動をお伺いしたいと思います。どうぞよろしくお願いたします。早速ですが、広域首都圏輸出製品技術支援センターさまのご紹介をいただけますでしょうか。

浦崎 よろしくお願いたします。まずは広域首都圏輸出製品技術支援センター(MTEP)を組織している(地独)東京都立産業技術研究センター(都産技研)について簡単にご紹介したいと思います。各都道府県には公設試験研究機関といわれる中小企業向けの技術支援を目的とした研究機関が設けられており、その東京都の試験研究機関が都産技研です。都産技研の歴史は古

く、昨年度100周年を迎えました。本部はお台場のテレコムセンター駅前にあり、そのほか東京都内に複数の支所を持っております。2021年4月には秋葉原にあります食品技術センターを統合しました。この統合により食品産業における技術的課題に関する支援を始めしております。また、東京都内だけでなく、タイのバンコクにも支所があり、タイに進出している日系中小企業の技術支援も行っております。私も3年前まで、バンコク支所に滞在していた経験があります。

都産技研では、中小企業への「技術支援」として技術相談や依頼試験、機器利用に加えて、人材育成のための技術セミナーを行っています。最近では、オンライ

ン・オンデマンドといった形態を準備し、多くの方にご利用いただいています。また、都産技研の名称に「研究」とあるように、様々な分野の「研究開発」も行ってあります。今回、お問い合わせいただきました広域首都圏輸出製品技術支援センター(MTEP)は、自社製品を海外に輸出するためにはどうすればよいのかといった海外展開についての技術相談に対応しています。そのほか、「戦略的支援」や「地域支援」も行っていきます(図表1)。

広域首都圏輸出製品技術支援センター、Metropolitan Technical Support Network for Export ProductsでMTEP(エムテップ)と呼んでおります。先ほども申しましたように中小企業が海外へ製品を輸出する際の技術支援をしております。中小企業が製品を海外へ輸出するには経営面と技術面の双方の支援が必要となります。その技術面の支援する組織として2012年に設立しました。MTEPは今年10年目となります。なお、経営面はJETROや東京都中小企業振興公社などが支援されて

おります。MTEPは名前に“Metropolitan(広域首都圏)”とありますように東京都だけでなく、東京都と周辺の10県の公設試験研究機関による共同運営です。輸出する製品は、輸出先の国・地域が定める規格や規制に対応しなければなりません。海外法規制は製品ごとに異なり、輸出先によっても違いがあるため、幅広い相談に対応できるよう、1都10県1市の機関が連携し、企業の海外展開の技術支援を行っています(図表2)。

実際どのような技術支援をしているのかご紹介したいと思います。まず1つ目は海外規格解説テキストの提供です(図表3)。国・地域によって様々な規格・規制がありますので、それらをまずは知っていただくために、EUの指令ごとや国別規格ごとのテキストなど、現在20種類以上のテキストをご用意しています。こちらはMTEPのウェブサイトにて無料で公開しており、ウェブブック形式ですが印刷が可能となっていますので、海外法規制の情報収集としてぜひ活用いただきたいと考えております。



図表1 都産技研の事業メニュー

中小企業が海外へ製品を輸出する際の技術支援



MTEP (エムテップ)

Metropolitan Technical Support Network for Export Products

2012年（平成24年）10月24日開設

広域首都圏公設試験研究機関が共同運営

「1都10県1市」

東京都、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県、静岡県、横浜市



図表 2 広域首都圏輸出製品技術支援センター(MTEP)の概要

MTEP活用メニュー①

海外規格解説テキスト（無料）

CEマーキング 入門・応用シリーズ

- ・ EU指令・EMC指令・低電圧指令
- ・ RoHS指令・機械指令
- ・ 医療機器規則・体外診断用医療機器規則



国別規格シリーズ

- ・ 米国編・中国編・台湾編・韓国編
- ・ EU編（CEマーキングを要求しないEU法）
- ・ EU編（食品接触材料規則）
- ・ 東南アジア編



ウェブブックによる閲覧および印刷可能

詳しくは、MTEPウェブページをご覧ください。
<https://www.iri-tokyo.jp/site/mtep/manual.html>

図表 3 海外規格解説テキスト

消防法における「危険物」とその運搬について

～危険物行政にかかる最近の動向～

総務省 消防庁 危険物保安室 課長補佐
合庭 貴信 (あいば たかのぶ)

はじめに

世の中には、様々な危険性を有する物質が存在するが、それらすべてが消防法令上の「危険物」として取り扱われるわけではない。それぞれの物質の性質等により、それぞれの法令により規制されている。

例えば、高圧ガスであれば、高圧ガス保安法で規制されており、毒物であれば、毒物及び劇物取締法で規制されている。

今回は消防法で規制される「危険物」について、その定義、性質及び取扱い基準等について、加えて危険物の「運搬」について、遵守すべき技術上の基準等について解説する。

また、消防庁においては、危険物行政を取り巻く現状や問題点、危険物に関する様々な新技術等を検討するための各種検討会を設置し、調査・検討を行っている。今回は令和3年度に開催した検討会における調査・検討の状況の一部を紹介する。

なお、法令名について次のとおり略称を用いた。

消防法(昭和23年7月24日法律第186号)：

消防法

危険物の規制に関する政令(昭和34年政令第306号)：

危政令

危険物の規制に関する規則(昭和34年総理府令第55号)：

危規則

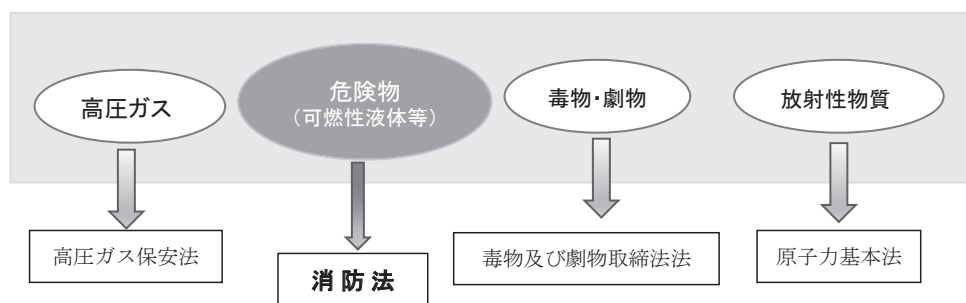
危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示(昭和49年自治省告示第99号)：

危告示

1. 消防法における「危険物」とその運搬について

1.1 消防法における「危険物」について

一般的に広い意味での危険物とは、毒物・劇物、放射性物質、高圧ガスなど様々な物質があるが、消防法における「危険物」とは、一般に称される危険物の概念と異なり、一義的には火災危険性に着目したものであり、毒物・劇物や放射性物質など一般に危険と考えられている物品をすべて包含する概念ではない。また、消防法における「危険物」は、固体又は液体であり、プロパンガスや水素ガスなどの気体は、消防法における「危険物」に該当しない。



図表 1 消防法における「危険物」とは？

消防法では、「火災発生の危険性が大きい」、「火災が発生した場合にその危険性が大きい」、「火災の際の消火が困難である」などの性状を有する物品を「危険物」として指定し、これらの危険物について、貯蔵・取扱い及び運搬において保安上の規制を行うことにより、火災の防止や、国民の生命、身体及び財産を火災から保護し、又は火災による被害を軽減することとされている。

なお、危険物の定義については、消防法第2条第7項に規定されており、「別表第1の品名欄に掲げる物品で、同表に定める区分に応じ同表の性質欄に掲げる性状を有するもの」と定義されており、消防法別表第1において、危険物は性質及び品名により第1類から第6類までに分類されている(図表2)。

図表 2 消防法上の危険物の種類とその特性

類別	性質	性状(状態)	特徴	代表的な物質
第1類	酸化性固体	固体	そのもの自体は燃焼しないが、他の物質を強く酸化させる性質を有する固体であり、可燃物と混合したとき、熱、衝撃、摩擦によって分解し、極めて激しい燃焼を起こさせる。	塩素酸ナトリウム 硝酸カリウム 硝酸アンモニウム
第2類	可燃性固体	固体	火炎によって着火しやすい固体又は比較的低温(40℃未満)で引火しやすい固体であり、出火しやすく、かつ、燃焼が速く消火することが困難である。	赤りん 硫黄 鉄粉 固形アルコール ラッカーパテ
第3類	自然発火性物質及び禁水性物質	液体又は固体	空気にさらされることにより自然に発火し、又は水と接触して発火し若しくは可燃性ガスを発生する。	ナトリウム アルキルアルミニウム 黄りん
第4類	引火性液体	液体	液体であって引火性を有する。 引火点は、250℃未満。	ガソリン 灯油 重油 アセトン メタノール
第5類	自己反応性物質	液体又は固体	液体又は固体であって、加熱分解などにより、比較的低い温度で多量の熱を発生し、又は爆発的に反応が進行する。	ニトログリセリン トリニトロトルエン ヒドロキシルアミン
第6類	酸化性液体	液体	そのもの自体は燃焼しない液体であるが、混在する他の可燃物の燃焼を促進する性質を有する。	過塩素酸 過酸化水素 硝酸

カナダの化学物質管理法規制について

～その枠組みと最近の動向、求められる対応について～

TohL 経営相談室(経済産業大臣認定経営革新等支援機関)

中小企業診断士 福井 徹(ふくい とおる)

はじめに

カナダはロシアに次ぐ世界第2位の広大な国土面積を有し、10の州(province)と3つの準州(territory)より構成される連邦制国家である。元々先住民が居住していたが、17世紀以降フランス人が入植し、その後の北米大陸をめぐる英仏の戦争を経て1867年英連邦内の自治権を有する連邦国家となり、更に1982年の英国側のカナダ法の改正とカナダ憲法の制定によって、それまでの英国自治領から脱し、英国政府からは完全に独立した国家としての地位を確立している。

ただし政体としては英国国王をカナダ国王とする立憲君主制であり、カナダ国王としての職務を遂行するためにカナダ総督(Governor General of Canada)が任命され、実質的な首長は総選挙により選出される連邦政府の首相である。

一方、こうした経緯から特に当初のフランスの入植地であるケベック州では、強いナショナリズムを背景に、多数派である英語圏からの分離独立の志向が根強くあり、カナダの公用語としては英仏両語が認められている。

また先住民族に対しては、1999年ヌナブト準州の設置によるイヌイットに対する自治権の承認や各種人種差別的制度の是正等を進めている。

その他、長い国境を接している米国とは政治的、経

済的にも深い関係にあり、カナダの法令はこうした複雑な背景や要因に強く影響を受けている。

カナダの化学物質管理法規制は、基本的にはEUの化学物質管理政策の根幹的存在であるREACH規則や危険有害性物質の分類の国連勧告であるGHSをベースとしたCLP規則等と類似するところも多い。

本稿では主にこれらの基本的な内容について解説するが、上記の様々な国情を反映している点や、更に最近の重要な動向等にも触れる。

1. カナダの法令の特徴

前記の様に、カナダは英連邦内の国家として成立した経緯から、その法令は英米法*が基本である。

* 世界各国が採用している法体系は、大きく「大陸法」と「英米法」とがあるといわれている。前者は古代ローマ法を起源とし、ドイツやフランスで採用されており、議会や政府による制定法を重視し、Civil lawともいわれる。これに対し、後者は裁判所による判例を重視し、これに拘束力を認める考え方で、11世紀より英国で発展し、その後米国等にも継承されているもので、Common lawとも呼ばれる。

また各州の合意の下に形成されてきた連邦国家であるために、それらには大きな自治権が認められており、連邦政府の他に、州や準州も立法権を有し、カナダの国家全体として取り組む必要のある課題について

は連邦法で、その他は各州・準州による立法で対応している。

こうした背景からカナダの法令では、例えばケベック州では、他の英米法系の州法とは異なる大陸法系の州法を制定している、という様に同一国内で傾向の異なる法令が制定施行されているといった複雑な面もある。

化学物質管理についても、次章に述べるカナダ環境保護法をはじめ、その政策の最も基本となるところは連邦法に拠るが、個別的課題、例えば電気電子機器廃棄物のリサイクルや危険物の輸送に関しては各州法で規制する、といった状況であり、注意が必要である。

2. カナダ環境保護法(CEPA)

2.1 基本的枠組み

カナダの化学物質管理政策における最も基本となる法令はカナダ環境保護法(Canadian Environmental Protection Act, 1999(S.C.1999,c.33):CEPA)¹⁾である。同国の保健省(Health Canada)と環境・気候変動省(Environment Climate Change Canada)の連携の下に管轄運営されている。

1988年6月に制定されたが、その後、環境保護的観点から大幅な機能強化を織り込んだ改定がなされ、1999年4月に公布、2000年3月に施行された。その構成は前文、12部356条および6付則より成る。

その目的は、汚染防止を通じて持続可能な開発に貢献することとしており、政府や化学物質の製造者、輸入者、使用者等の義務、またそれらのプロセス等について規定している。

本法では、その前文においてカナダの環境保護政策として、特に以下の様な基本方針を明示している：

- ① 発生した汚染に対してそれらを管理するのではなく、その発生の防止に注力する。汚染防止とは、汚染物質や廃棄物の発生を回避または最小限に抑え、環境や人間の健康に対する全体的なリスクを軽減する様に、プロセス、経験、材料、製品、物質、またはエネルギーを使用していくことである。

- ② 重大あるいは不可逆的な有害性の恐れがある場合には、科学的に十分な確実性がなくとも、環境の悪化を防止するための費用対効果の高い措置は前倒しで実施するという予防原則に基づいた措置を行う。
- ③ 州・準州・先住民と協力して全てのカナダ人にとって最高水準の環境品質を達成する。
- ④ 汚染物質や廃棄物にはその使用者および生産者は責任を負い、汚染を発生している企業あるいは人々はそのコストを負担することを原則とする。
- ⑤ 汚染防止、汚染物質・廃棄物の使用や放出による有害な影響の制御、並びに残留性や生体蓄積性物質の実質的な除去を図ることにより、生物多様性に対する脅威の除去に努める。

こうした環境保護を実施していくための化学物質管理プロセスは、図表1に示す様な4つの主要な活動により構成されるとしている：

- ① 科学的研究開発により化学物質の環境や人間の健康に対する影響を調査し、かつそれらをモニタリングする。
- ② 全ての化学物質のリスク管理の前段階として、リスク評価を行う。その際には予防原則と証拠の重み付けを採り入れるが、これは環境や人間の健康に大きなリスクをもたらす要因の特定に寄与する。
- ③ リスク管理を実施するために、危険有害性物質等を管理する最適な方法および必要な行動を判断するための戦略を策定する。最も費用対効果の高いリスク管理手段を選択するために、社会的、経済的、技術的要因を考慮する。
- ④ 取り決めた規制を施行し、そのコンプライアンスの促進を図る。違反が疑われる場合には執行官による調査が行われ、必要に応じた措置が執られる。

そしてこれら4活動の各々には市民の参加、進捗状況の報告、政府間(連邦政府、州政府、準州政府)の協力といった形での情報交換が含まれる。



デジタル製品パスポートとはなにか？ ～持続可能な製品のためのエコデザイン規則案の内容と その企業への影響～

国際経済研究所 上席研究員

橋本 択摩 (はしもと たくま)

今春の公開以来「持続可能な製品のためのエコデザイン規則(ESPR)案」が高い関心を集めています。従来の“指令”(ErP指令)から拘束力の強い“規則”へと格上げされること、また対象製品や要求事項が大幅に拡大する改定案であることによるものです。規則案に含まれるものの中でも、とりわけ環境負荷・資源循環性の透明性向上を目指した「デジタル製品パスポート(DPP)」の構想は、強いインパクトを持つものとして受け止められています。今号ではこの規則案とDPPについて、それはどのようなものであり何に気を付けなければならないのか、EUの政策にお詳しい橋本氏に今後の展望も含め、最新の情報を整理していただきました。

はじめに

EUは現在、「欧州グリーンディール」政策の一環として、循環型経済への移行に向けた法的枠組みの構築を進めている。欧州委員会は2022年3月30日、持続可能な製品のための政策パッケージを発表した。そのうちの一つ、「持続可能な製品のためのエコデザイン規則(Ecodesign for Sustainable Products Regulation: ESPR)案」では、新たに「デジタル製品パスポート(Digital Product Passports: DPP)」の導入が盛り込まれるなど、幅広い産業分野で中期的に大きな影響を及ぼしかねない提案がなされている。これらの提案はどのようなもので、何に注意すべきなのか。今後の展望も含めて紹介する。

1. 循環型経済への移行に向けたEUの野心的取り組み

EUでは19年12月にフォンデアライエン欧州委員会体制が発足、欧州委員会は同月、「欧州グリーンディール」を発表し、50年までに温室効果ガス(GHG)排出の実質ゼロ、つまり気候中立を実現することを打ち出した。欧州委員会は翌20年3月には「新循環型経済行動計画」を発表、これを「欧州グリーンディール」の中核と位置づけるとともに、持続可能な製品のための政策パッケージを提案する方針を示した。この方針の中には、DPPの導入も明記された。DPPとは、デジタル技術の活用により、製品の原材料データ、生産データ、製造元のほか、消費者による使用データ、リサイクル業者による解体方法等の情報を盛り込んだ「モノのパスポート」のことである。DPPの活用によ

～ 各社の化学物質管理 ～

第75回

弘輝における化学物質管理の取組み

(株)弘輝 品質保証推進本部 係長
松村 理 (まつむら まこと)

1. 事業紹介

株式会社 弘輝(以下、弊社)は1964年にイギリス製のはんだ槽を輸入する商社として発足し、1968年に自社で自動はんだ付け装置を開発・製造以降、はんだ付け業界におけるメーカーの1社として、様々な装置やはんだ付け関連材料等の製造を行ってきた。

1985年に弊社の今後の販売製品の主力となってゆ

く有鉛ソルダーペーストを開発し、同時期に開発し始めた表面実装部品用接着剤と共に製品の販売を開始した。

2000年に山栄化学株式会社の電子材料部門を譲受、現在の東松山工場をスタートさせ、様々な分野の基幹となるはんだ付け材料であるソルダーペースト、ポストフラックス、やに入りはんだ、実装部品用の接着剤の開発、製造を行っている(図表1参照)。

1964年 4月	有限会社弘輝商会創立、自動はんだ付け装置、専用副資材の輸入販売を開始
1968年 7月	株式会社弘輝商会に改組
1968年10月	オートソルダーのブランド名を付して自動はんだ付け装置の開発、製造、販売を開始
1968年11月	株式会社弘輝に名称を変更
1982年10月	リフローはんだ付け装置の開発、製造、販売を開始
1985年10月	ソルダーペースト、SMD用の接着剤の開発、製造、販売
2000年10月	山栄化学株式会社より電子材料部門を譲受、開発、製造を統合し製販を統合する
2001年 2月	ヨーロッパでの拠点としてデンマークに工場設立
2002年 3月	製造拠点の東松山工場がISO9001認証取得
2002年11月	中国での拠点として蘇州に工場設立
2004年 4月	製造拠点の東松山工場がISO14001取得
2004年 8月	ドイツ、ハンガリーに販売拠点となる営業所を設立
2012年12月	北米での拠点として販社を設立
2014年 3月	生産能力増量のため、中国蘇州に新工場設立、移転
2019年 1月	ヨーロッパでのデンマークからの移転拠点としてポーランドに工場新設

図表1 沿革

月刊

化学物質 管理



Vol.07 2022/8～2023/7

発行 株式会社 情報機構

月刊：毎月1回発行
年12冊(年間購読)
体裁：A4 モノクロ
頁数：70-100頁
(号により変動)
価格：49,500円
(税込(消費税10%)/
年間購読：12冊)
ISSN:2424-1180

Concept

海外を中心に、必要な化学物質規制や関連情報を、「タイムリーに」「分かりやすく」「つっこんだ内容」で提供する

刊行の狙い

「国内、世界の化学物質規制が年々強化されている」
「海外を中心に、多数の関連規制をタイムリーに把握/対応するのに苦慮している」
「後手に回っている化学物質管理を自社の強みに変えたい」
⇒多々寄せられるこのような声に応えるべく、形式にとらわれず、タイムリーで必要性の高い情報を提供できる「雑誌」という媒体での情報提供を企画。月刊誌。

主な読者ターゲット

企業の含有化学物質/環境規制担当者、RC担当者、安全衛生責任者、開発研究者、その他実務担当者

本誌の構成

- ・インタビュー～キーマンに聞く
- ・特集記事～国内外の規制動向
- ・各社の化学物質管理
- ・よもやま話
- ・コラム
- ・最新トピック
- ・ニュースレター
- ・質問箱 など

充実の ラインナップ

特集テーマ

- ・REACH, RoHS, CLP規則
最新動向
- ・米国TSCA・HCS・州法
- ・中国の環境・化学物質規制
- ・東南アジアの化学物質規制
- ・化審法、安衛法、毒劇法等
国内法規制
- ・各国のGHS対応
- ・危険物輸送動向
- ・世界の新規化学物質届出
情報伝達ツール
など喫緊の課題の動向・対応策

キーマンへの インタビュー

経産省や環境省など
関連官庁をはじめ
工業会、大手企業など
業界のキーマンに聞く！

法令改正や法令対応、
化学物質管理に関する
取り組みなどを掲載

★Vol.6より冊子版+電子版の発刊を開始いたしました！
詳細・申込はホームページをご確認下さい。
<https://johokiko.co.jp/chemmaga/>

★サンプル誌のご希望も承っております。
こちらのお申込みもホームページから

★月1回のメールマガジン配信中！
化学物質管理に関する情報をお届けします。

